



当事務所について

ポーターライトは、オハイオ州、フロリダ州、及びワシントン DC に 6 つのオフィスを構えております。私たちは、これらのオフィスの知識、技能及び経験を結集することで、依頼者がその目的を効果的かつ効率的に達成し、問題を解決できるようにしております。

私たちは依頼者のために尽力します。ポーターライトは、160 年以上の間、優れた法的助言を依頼者に提供することで、その信頼を得て参りました。私たちは、依頼者に対して迅速かつ的確に対応し、また、価値あるサービスを提供していることを誇りに思っています。

私たちは専門職のために尽力しています。ポーターライトの弁護士は、全米、州及び地方の弁護士会、司法協会及び専門家団体において、指導者的な役割を担ってきました。私たちは、その能力と時間を、意欲のある弁護士や、法的教育プログラム及びプロボノ活動に捧げています。

私たちは地域のために尽力しています。ポーターライトの弁護士及びスタッフは、市民団体、慈善団体及び文化団体の指導者として活動しています。事務所全体や個人の努力を通じて、私たちは、コミュニティーがさらに住みやすく働きやすい場所になるようお手伝いしています。

私たちは将来のために尽力しています。私たちの歴史は、私たちの将来の見通しについて、私たちの過去の成功について語るのと同じくらい多くのことを語っています。ポーターライトは、法律、ビジネスおよび依頼者の目的やニーズの変化を予測すること

で、成功して参りました。私たちは、160 年間の幾多の経験を踏まえて、将来に対しても自信を有しております。

国際ビジネス

ポーターライトは、海外でビジネスを展開している国内のクライアントと、米国内でのアドバイスを必要としている外国のクライアントとの双方に対し、国際的なリーガルサービスを多岐にわたって提供しています。当事務所の国際ビジネス弁護士は、バンキング、ファイナンス、ビジネス、開発プロジェクト、訴訟・仲裁、タックス、取引及び営業秘密などの分野で、アドバイスを提供しています。当事務所のオフィスのみならず、全主要地域における他の法律事務所やその他の専門家とのネットワークを通じて、全世界の法律問題に関してお手伝いすることが可能になっています。

バンキング&ファイナンス

ポーターライトの弁護士は、国際的なバンキングとファイナンスに関して広範な経験を有しています。当事務所は、外国の金融機関及び国際部門を持つ国内の金融機関の双方にアドバイスしています。レター・オブ・クレジット、銀行引受手形その他の取引金融形態を含む、国際的なバンキングのオペレーションについてクライアントにアドバイスしています。また、政府関連又は個人の保証や保険、米国銀行の合併買収なども行っています。当事務所の弁護士は、外国の商業銀行や投資銀行と密接な関係で働いており、このような銀行と、クライアントのために企業貸付や個人担保貸付の交渉をすることもあります。また、これらの銀行が、当事務所のクライアントに国際的なベンチャーキ

ャピタルや合併買収のファイナンスを提供することもあります。

ビジネス ～ ライセンス、合併買収

海外での現地法人設立を考えている米国企業のために、当事務所は外国支店設立を手助けしています。これには、海外の米国投資家や米国内の外国投資家のための海外子会社や合併会社などが含まれます。当事務所は、合併・買収、国際リースやライセンスの取得のみならず、国際不動産開発やそのためのプロジェクトファイナンスなど、幅広い経験を有しています。さらには、国際及び国内の企業間紛争、イミグレーション、海外資産を含む遺産の分配などの仲裁も手がけています。

当事務所は、特に、買収、新規設立にかかわらず、米国内に施設を設立したいと考えている外国クライアントには最適です。当事務所は、地方自治体からの借入、銀行関連、連邦・州タックス、労働問題、州投資優遇措置などの、関連する法律・ファイナンス問題に関してはかなりの経験を有しています。

開発プロジェクト

当事務所の弁護士は、国際開発プロジェクトファイナンスに関して幅広い経験を有しています。クライアントを手助けするために、当事務所は Export-Import Bank、the Agency for International Development (AID)、Overseas Private Investment Corporation (OPIC)

などと密接な関係を保っています。また、世界銀行、国際金融公社、米州開発銀行、アジア開発銀行などとも関係を築いています。当事務所の弁護士は、電力、水、石炭、合成ガス、鉄鋼、製紙などの主要な海外プロジェクトに関して米国の技術・建設会社のために、契約や金融面の検討を行ってきました。さらに、開発途上国の電信や農業プロジェクトに関して他の米国企業の手助けもしています。

訴訟・仲裁

ポーターライトは、中小規模の企業や個人に加え、世界的に著名な諸企業を代理して訴訟で勝訴してきた長い歴史を誇りに思っています。当事務所の弁護士は、米国の裁判所における訴訟で著名な外国企業をこれまで代理してきており、外国での訴訟や仲裁においても外国の弁護士とともに密接に仕事を行っています。当事務所のパートナーの何人かは、アメリカ仲裁協会、国際商業会議所、ロンドン国際仲裁裁判所などに加盟する経験豊富な国際仲裁人、調停委員です。

タックス

ポーターライトの弁護士は国際タックスの分野において実践的かつ高度のアドバイスを提供することができます。当事務所の弁護士は国際タックス問題について処理した経験が豊富にありますので、ビジネスや企業がよりグローバルになるにつれ国際ビジネスをてがけるクライアントが直面する複数の課税地にまたがるタックス問題について、多岐にわたって詳細なアドバイスをすることができます。

取引

ポーターライトは、国際取引に関連するすべての事項に関してお手伝いできます。当事務所は、米国通関法、関税、輸入手続などの輸入関係の問題について対応できますし、反ダンピング、相殺関税その他様々な健康、安全、環境関連の規則についてもアドバイスしています。また、通関法、製品のラベリング、グレイマーケットの製品、輸出免許、反ボイコット規則、海外腐敗防止法問題、ならびに、国際特許、商法及び著作権に関する代理店契約などの、輸出入に関連する事項についてもカバーしております。テロリスト活動の危機が続いているため、米国の通関当局は、輸入者に対して、船荷のより強い安全とサプライの全過程での安全を確実にするための新しい手法を検討しており、これを進化させた上で実行しようとしています。当事務所では、製品及び輸送機関の迅速な米国への入国手続きを享受し、関税の賦課を最小限にするための手助けをすることもできます。

営業秘密

米国内におけるのと同様、国際展開している会社はその知的財産権に対して多大な投資をしています。

当事務所の弁護士はかかる投資を保護するためのアドバイスをする事ができます。当事務所では、米国内及び国外の双方において、営業秘密にかかる財産の取得、維持及び保護をすることができます。

イミグレーション (移民法)

ポーターライトのイミグレーショングループは、個人、米国内の雇用者及び外国のクライアントを代理しており、ビジネスイミグレーションに特に焦点をあてています。当事務所の企業クライアントは、世界中から最高の人材を雇用しようと努力しており、当事務所はこういった雇用を可能にするためイミグレーション及び帰化に関する法律の網の目のナビゲートをしています。当事務所のサービスには、ビジネスイミグレーション、雇用適格証明、非移民ビザ及び永住申請などが含まれます。

当事務所では、一時雇用ビザ、労働許可証手続、ナショナル・インテレスト・ウェイバー、優先就業者移民ビザ申請、領事手続、家族に伴う移民、永住申請、記録の保持などについてアシストしております。当事務所では、2001年9月11日のテロ攻撃以降の新しい規則や手続による遅延や諸問題をクライアントが把握し、それに対しプランを立てるためのアドバイスもしています。私どものオハイオ、フロリダ及びワシントンDCのオフィスや、外国の法律事務所との関係のネットワークを通じて、当事務所の移民法弁護士は、世界中にわたるイミグレーション問題についてクライアントをアシストすることができます。

ビジネスイミグレーション

私どもは、当事務所の企業クライアントの成功が、選ばれた人材の雇用にかかっていることを理解しております。ポーターライトは、日本、カナダ、英国、ベルギー、ドイツ、イタリア、スイス、メキシコ、エジプト、イスラエル、韓国、フィリピン、ならびにラテンアメリカ及びカリブ海の国々といったような国の協力関係法律事務所とのネットワークを含め、確固たる国際法のプラクティスを行っています。この大規模なネットワークを通じて、当事務所

の弁護士は、世界中の移民や帰化に関する問題についてアドバイスし、アシストすることが可能になっています。

雇用適格証明

1986年移民改革及び監督法によれば、1986年11月以降に雇ったすべての新被用者に関して雇用者は雇用適格を証明し、一定の記録を各被用者のために保存しなければなりません。社会保障管理の手続の近時の変更により、雇用者による適切かつ適格な書類作成の要請が明確になりました。当事務所では、かかる雇用記録の保持や、無数にあり矛盾することもおおい移民局の法律規則及び雇用差別法を遵守するために要求されるプラクティスやポリシーなどについてアドバイスしています。

非移民ビザ

当事務所のイミグレーションの仕事はビジネスイミグレーションに重きを置いています。当事務所では、短期プロジェクトのための、または、長期の必要による場合の米国での雇用を容易にするため外国籍の人のための非移民ビザ取得をアシストしています。非移民ビザは以下の人が取得できます。

エグゼクティブ、マネージャー、特殊知識を有する個人を含む条約取引者、条約投資者、(E-1、E-2 ビザ)
特別職 (H-1 ビザ)
社内転勤者、エグゼクティブ、マネージャー、及び特殊知識を有する個人 (L-1 ビザ)
芸術、科学、教育、ビジネスまたはスポーツで秀でた能力を有する個人 (O-1、O-2 ビザ)
アスリート及びエンターテイナー (P-ビザ)

永住申請

当事務所のイミグレーションのプラクティスグループは、雇用と家族関係の双方に基づく個人の永住権獲得について広範な経験を有しています。当事務所は以下のアシストをします。

- 配偶者、親、子供、兄弟によるものなど家族関係に基づく申請
- 労働許可証申請
- 芸術及び科学に特に秀でた外国人のための優先就業者申請
- 優れた研究者または学者

- マネージャー及びエグゼクティブの国際転勤
- ナショナル・インテレスト・ウエイバー
- 投資者申請 (雇用創設ビザ)
- 抽選永住権申請

知的財産権

ポーターライトの知的財産権弁護士は、商標、著作権及び特許保護の獲得手続処理を手助けし、また、その保護を維持したり防御したりするのをアシストしています。当事務所のサービスには以下が含まれます。

- 広告／不正競争
- 著作権
- エンターテインメント
- 知的財産権ポートフォリオマネジメント
- 知的財産権譲渡
- 特許
- 保護戦略
- トレードドレス
- 商標／サービスマーク

当事務所では、特に技術関連知的財産権を活発に行っており、当事務所の知的財産権弁護士は、全国に広がるクライアントの大切な財産の獲得・保護のために技術関連弁護士と密接に協力して働いています。

特許

ポーターライトの知的財産権弁護士は、発明の特許可能性を判断し、特許手続をアシストします。当事務所は、特許新案リサーチを行ったり、米国特許商標局との関係で、または特許協調条約に基づいて特許申請を行ったり、ヨーロッパ特許局や外国での特許申請をしたりしています。

当事務所は取得済特許の保護もアシストします。特許侵害リサーチを行い、他の有効な特許の侵害を防ぐことも手助けします。

商標／サービスマーク

会社の最重要事項の一つは、そのブランドの認識力で

す。当事務所では、商標やサービスマークに関して、当該商標等の選択のもたらす効果の内容などすべての側面からクライアントにアドバイスしており、新しい商標やサービスマークの使用可能性についてリサーチの上、判断します。また、米国特許商標当局、州の商標当局や外国での商標等の登録もアシストしています。当事務所の弁護士は、登録商標等の維持を手助けし、商標審判部での事件の訴追や防御も行います。

ビジネス及び証券

ポーターライトのビジネス及び証券のプラクティスグループは、製造、販売、技術、コミュニケーション、サービス業などの業界で活躍する国内・国際企業に関してあらゆる面からのカウンセル、アドバイスを行っています。当事務所のサービスには以下が含まれます。

- 企業設立
- 企業取引
- コーポレートガバナンス
- 新興ビジネス&少数経営ビジネス
- 雇用関連
- 合併・買収
- 証券発行、コンプライアンス
- ベンチャーキャピタル

ポーターライトは今日のビジネスにおいて早いペースで変化しつづける環境をよく理解していますので、当事務所では、タイムリーにかつ低コストで、実践的、迅速かつ高質の法律アドバイスを提供することができます。私どもは、各クライアントのビジネス目標の全体像の中で個々の必要な法律上のサービスを提供することの重要性をよく理解しています。緊密な関係を形成し、プロジェクトごとに気を配ったスタッフ配置を行い、クライアントのニーズに敏感でいることにより、当事務所の弁護士は、細かな部分への配慮を失うことなく大きな全体像に焦点をあてることができています。当事務所のビジネス・証券弁護士は、クライアントの法律ニーズに対して全体を見渡した解決法を見出すため、他のプラクティスグループの弁護士と緊密に協力して働いて

います。

企業設立

ポーターライトの弁護士は、ビジネスの所有者に、企業形態（C コーポレーション、S コーポレーション、LLC、ジェネラルパートナーシップ、リミテッドパートナーシップ、リミテッドライアビリティパートナーシップ、個人企業、プロフェッショナルコーポレーション、ビジネストラストなど）の選択を含め、企業の設立に関してあらゆる面からアドバイスしています。当事務所では、企業の組織、ガバナンス及び営業に影響するビジネス関連法、税法、証券法などについて適切なアドバイスを行っています。

企業取引

当事務所の弁護士は、企業クライアントに対する商業的取引のアシストについて、すべての分野にわたって豊富な経験を有しています。これには、労働関係、資産売買、担保付・無担保融資、設備リース、不動産取得、融資開発、ソフトウェア及び技術ライセンス、合弁事業及び戦略的提携、研究開発契約、フランチャイズ、供給契約、ならびに卸売・小売売買契約などが含まれます。当事務所は、外国でビジネスを展開する米国企業、米国でビジネスを行う外国企業、輸出入者、世界銀行やIMFなど外国でビジネスを行う政府団体や政府プログラムなどを代理した経験が豊富にあります。

コーポレートガバナンス

ポーターライトの弁護士は、州法や連邦法・規則における、会社の株主、取締役、オフィサー及び従業員の権利及び職務などのコーポレートガバナンスの問題に関して、常時公開会社、非公開会社の双方にアドバイスをしています。

新興ビジネス&少数経営ビジネス

新興のビジネスに関するアドバイスは、長期にわたり当事務所の強みでありつづけています。当事務所で行っているものとしては、企業の組織構造、設立時の出資及び融資、株主契約、雇用契約、ベンチャーキャピタル融資、知的財産権の保護、技術ライセンスなどがあり、新興ビジネスが直面する可能性のある種々の問題の番人になっています。当事務所の目標は、新興の

少数経営ビジネスが、オーナーにとってもっとも有利な経済・税務条件で成功し成長することです。遺産相続計画に関して少数経営ビジネスのオーナーをアシストすることもしています。

雇用関連

当事務所は、企業による個人の雇用に関連する契約作成に関して雇用者及び被用者を代理しています。これには、雇用、エクゼクティブの報酬・手当、ストックオプション、株式の譲渡制限、報酬の延払い、秘密保持、社内発明の譲渡、競合避止、雇用終了その他の関連契約などが含まれます。

合併・買収

当事務所の弁護士は、合併、営業譲渡、買収についてクライアントを頻繁にアシストしています。私どもでは、会社、パートナーシップ、LLCのための、種々の合併、営業譲渡、買収の計画、交渉、成立を行っており、関連ビジネス、タックス、ファイナンス、証券、雇用、従業員手当、独禁、不動産、環境、そして取引の信用面などを中心にみています。公開会社を多数代理している関連で、当事務所は、SECでの登録を必要とするような複雑な取引形態や、取引承認のための委任状勧誘なども常に行っています。

証券発行及びコンプライアンス

株式や証券の公募や私募に関して発行体や引受会社を代理することは、常時当事務所のビジネス&証券グループの重要な仕事になっています。当事務所の弁護士は、新規公募、第二次公募、追加募集などを行う発行体、様々な種類の証券を発行する州政府や地方自治体、米国の最大級の投資銀行の率いる引受会社シンジケートなどを代理しています。当事務所の弁護士は、プラン作成からクロージングまでにわたり、このようなファイナンス形態に関して、連邦及び州の証券法や免税及び税優遇証券に関する税法などのコンプライアンスを中心にみています。当事務所のコンプライアンスプラクティスは、証券法のコンプライアンスに関連する事件において、裁判所や、SECその他の連邦及び州の規制当局において、会社や個人を代理することにも及んでいます。

ベンチャーキャピタル

当事務所は、ベンチャーキャピタル融資を獲得、確実なものにしたり、取引条項のストラクチャリングや交渉をしたり、適切な証券発行、ビジネス及びオーナーの関係及び当事者間の権利義務を規定する書類を作成したりしています。当事務所では、ベンチャーキャピタル投資家や個人投資家を、非公開会社及び公開会社への投資に関連して代理したりもしています。

米国施設の設立

ポーターライトは、外国クライアントに対して、米国内でのオフィスや施設の設立に関する最適な方法についてアドバイスしています。また、州や地方自治体の経済開発局と協力しながら、施設のリースや不動産獲得をするにあたって最適の場所を見つけるのをアシストしています。リース、不動産売買契約書、建物のデザイン・建築契約書の作成や交渉もできますし、不動産の権利保険の精査やその調査も行っており、また不動産の検査のために必要な専門家を雇うことのアシストもします。また、新規成長企業に対して不動産・資産税の減額、インフラストラクチャーの獲得、雇用タックスクレジット、トレーニングアシスタンスなどの利益などが与えられる州や地方自治体のインセンティブプログラムの交渉、取得を行うサービスもできます。政府関連や地域の商工会議所と協力しつつ、法律専門家であると同時に、ビジネスカウンセラーとしての役割も果たしています。クライアントとの関係を深めるにつれ、私どもでは、不動産、会社組織、商業取引、環境、労働、イミグレーション、タックス及び国際取引などの幅広い分野において潜在する法律問題をどのようにして回避していくかについてアドバイスしています。

日系クライアントとのおつきあい

日系クライアントとの関係では、当事務所ではこれまでに50を超える日系企業、及び日本人個人のクライアントのために、以下に掲げる法律事務を行ってまいりました。但し、当事務所では日系クライア

ントが直面しうるほとんどすべての法律問題に対処できる体制が整っていますので、下記は私どもが日系クライアントのためにできることのほんの一部にすぎません。当事務所には日系クライアントチームがあり、ジャック・ビーラー（企業法務全般、不動産及び移民法）を中心として、ロバート・コーエン及びカイル・ナップ（いずれも移民法）、マイク・アンダーウッド及びフランク・ヴォブスト（いずれも労働法）、ダン・ブルクハート（企業法務全般）、徳田光及び平島亜里沙（日本人弁護士）に数名のパラリーガル（法律アシスタントです）で構成されています。そして必要に応じて、他の分野を専門とする弁護士が適宜チームに加わります。また、日本にいるクライアントのために、日本の弁護士事務所とも協力して働いています。そういうわけですので、何かご相談したいことやご質問がございましたら、いつでもお気軽に徳田光までご連絡下さい（614-227-2117（直通）、又は htokuda@porterwright.com）。当事務所では、日本と米国の双方で資格を有している日本人弁護士をインターンとして常時雇っていますので、お電話いただければいつでも日本語で法律問題についてのご相談を承ることができます。当事務所は良心的な料金で法律事務を提供しておりますが、とはいってもご心配でしょうから、料金に関してもお気軽にご質問ください。それでは、皆様からのご連絡をお待ちしております。

企業法務

株式会社設立、LLC 設立などの会社組織設立全般
オフィス、工場の場所の選定
税優遇措置などの政府インセンティブの交渉
不動産購入、売却、リースなど不動産関連全般
工場設立
工場等の設計・建築契約
設備リース
合併・買収
組織再編
EPA 許可などの環境法コンプライアンス
関税関連全般
タックス・プランニング及び移転価格（トランスファー・プライシング）
特許、著作権、商標、営業秘密などの知的財産権全

般
ライセンス
株主総会や取締役会などの会社書類全般の作成
契約書の作成及び精査
金融関連全般
業法等のコンプライアンス
NAFTA 関連アドバイス
解散及び清算

イミグレーション (移民法)

B-1、E-1、E-2、L-1、L-2、H-1 その他のすべての種類の非移民ビザの取得
グリーンカード及び移民ビザの取得
移民ステータスの維持

労働法

就業規則の作成、改訂
従業員の募集、選定
雇用契約全般
出向契約等出向関連
従業員手当全般
労災補償関連
事業場の安全関連 (OSHA)
家族医療休暇法 (FMLA)
プライバシー関連
組合の排除
組合投票
給与や従業員評価などの内部システムの構築
セクシャルハラスメントや、国籍、性別、年齢に基づく差別の主張に関するアドバイス
退職、解雇、レイオフなど

訴訟全般

製造物責任 (PL 法)
保険訴訟
ローン回収
契約に関する紛争
仲裁

個人

不動産
遺言

委任状作成
タックス・プランニング

ディスクレーム

ポーター、ライト、モリス&アーサーLLP は、私どものクライアントや友人のためのサービスとして、有用な情報を提供するという目的でのみこのウェブサイトを提供しています。このサイトの内容はいかなる目的においても法律アドバイスを意図するものではありませんので、いかなる事項に関してもこのサイトの内容を法律アドバイス又は法律意見とご理解されることのないようお願いいたします。このサイトの情報は、通知なく変更することがありますので、何か特定の事項又は事実に関してこのサイトの情報に依拠することはしないでください。このウェブサイトの情報に基づいて何らかの事項について措置をとられることのないようお願いいたします。このサイトの情報についてはその正確性又は完全性に関しての保証は一切いたしません。このサイトの情報が、信頼できるか、最新のものであるか、特定の状況にあてはまるかといったことについては一切表明しておりません。

このサイトの使用は、これを閲覧されている方とポーター、ライト、モリス&アーサーLLP 又は当事務所の個々の弁護士との間に何らの受任関係 (アトニーとクライアントの関係) を作り出すものでも、それを意図するものでもありません。特定の事項に関して閲覧者との間で受任関係を形成することのない限り、閲覧者から何か情報を送付された場合にそれを秘密情報として取り扱うことはありませんし、こちらで勧誘していない Email のやりとりについては秘密と取り扱うことなく第三者に公開することがあります。当事務所への Email の送付は受任関係を形成するものではありません。当事務所において利益相反問題について解決する機会を持つことができ、当事務所で提供する法律サービスの性質及び内容を書面でご説明するまでは、いかなる場合でも受任関係が成立していることにはなりません。したがって、当事務所の弁護士と個別に話をするまで、秘密情報や専有情報を当事務所に送付しないようお願い

いたします。弁護士の選任は、広告にのみ依拠すべき性質のものではない重要な決断事項です。このサイトの内容は、閲覧者の州によっては広告とみなされるかもしれません。私どもの資格や経験についての情報を無料でお送りしますので、決断を下される前に一度ご連絡ください。

ポーター、ライト、モリス&アーサーLLPは、オハイオ、フロリダ及びワシントン DC にオフィスを有しています。当事務所の弁護士は、このサイトの弁護士紹介のなかで記載する管轄地域でしかプラクティスを行う資格を有していません。当事務所は、当事務所に資格を有している弁護士がいない州で弁護活動を行うつもりはありませんので、このサイトはいかなる管轄地域においても非弁護士による弁護活動を構成するような法律事務を勧誘することを意図するものではありません。

ポーター、ライト、モリス&アーサーLLPは、このウェブサイト上で情報としてリンクしているサイトの内容を保証するものではありません。リンクは情報のためだけのものです。リンク先のサイトから要請があれば、そのリンクは削除します。リンク先のサイトはその内容について自己で責任を負うものであって、当事務所はリンク先のサイトに関しては何らの表明も行うものではありません。個人使用目的であれば、このサイトの中身についてはご自由に複写していただいてもかまいません。ただし、すべての複写物には上記に記載される著作権警告が含まれてなければなりません。当事務所のウェブサイトをご覧いただき誠にありがとうございます。